

新成人の皆さん国民年金の 加入手続きをしましょう！

国民年金は、老後の所得保証だけでなく、病気や怪我で重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任を持つて運営しています。

日本国内に住んでいる20歳～60歳までの全ての方は、国民年金に加入して保険料を支払う義務があり、年金を受け取る権利があります。

◇加入手続き◇

学生や自営業などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方の手続きは、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◇保険料の猶予・免除◇

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となつていくと、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

問い合わせ先 住民生活課 ☎73 - 1415 鳥取年金事務所（旧鳥取社会保険事務所） ☎27 - 8311

65歳～74歳までの方で、
一定の障害をお持ちの方は、
後期高齢者医療制度に
加入することができます

後期高齢者医療制度に加入することができる障害の程度は以下のとおりです。
・1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの方
・音声機能、言語機能の障害又は下肢障害（1号・3号・4号）により4級の身体障害者手帳をお持ちの方 など
後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として1割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことができます。（加入することで従来より窓口負担が軽くなる場合があります。）
後期高齢者医療制度では、すべての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます。（加入することで従来より保険料負担が低くなる場合と高くなる場合があります。）
後期高齢者医療制度に加入するためには手続きが必要ですので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

窓口負担

後期高齢者医療制度以外の医療保険制度		後期高齢者医療制度
65歳～69歳までの方	70歳～74歳までの方	1割 (所得の多い方は3割)
3割	1割 (所得の多い方は3割)	

問い合わせ先 住民生活課 ☎73 - 1415